

滑川町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例 が制定され令和４年４月１日から施行されます

条例の概要

滑川町では、１０kw以上の太陽光発電設備を設置する場合には、条例に基づく届出が必要になります。ただし、建築基準法第２条第１号に規定する建築物の屋根や屋上、側面に設置の場合は対象外です。

１ 目的

太陽光発電設備が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と本町の環境の保全に寄与することを目的としています。

２ 用語の定義（条例第３条、規則第２条）

太陽光発電設備	太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備
太陽光発電事業 (合計出力１０キロワット以上)	太陽光発電設備を設置（設置に伴う木竹の伐採、切土、盛土その他の造成工事を含む。）し、又は維持管理する事業 ※建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第1項に規定する建築物）の屋根、壁面又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く
事業区域	太陽光発電事業の用に供する土地の区域 ※次に掲げる区域についても、一体の区域とみなし、事業区域に含みます。 ① 連接する土地であって、樹木の伐採、切土、盛土、その他造成工事を同時に行う土地の区域 ② 設置事業の実施に当たり、他法令の許可、認可等を同時に受ける土地の区域 ③ 物理的形狀、所有者又は事業者の形態によって一体利用と認められる区域
事業者	設備を設置（増設及び改修を含む。）する者、設備の設置を目的とする土地を造成するもの、事業を行うもの
土地の所有者等	土地の所有者、占有者、管理者

地域住民等	太陽光発電事業に伴って、生活環境に一定の影響を受けるおそれがある者 ① 近隣の住民、又は土地若しくは建物を所有する者 ② 賃借権、地上権、地役権その他の権限により、近隣区域の土地又は建物を使用する者 ③ 近隣の区域を含む自治会（地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体）の代表者及び水利組合等
-------	---

3 抑制区域（条例第8条、規則第5条）

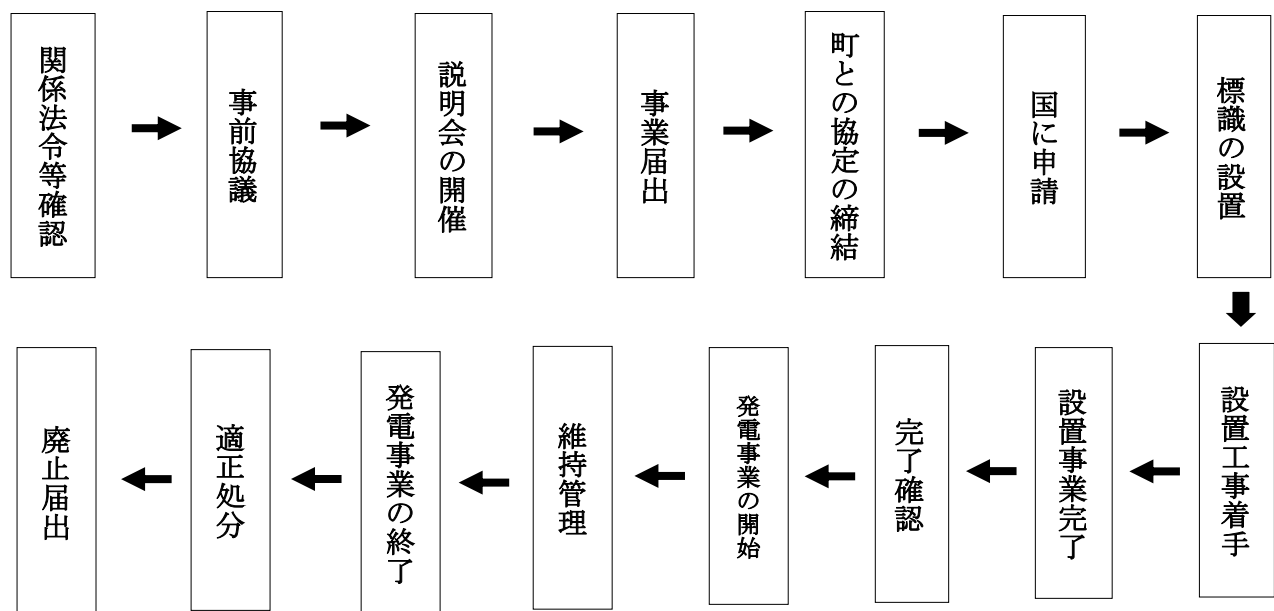
滑川町全域としおりますが、特に注意が必要な区域として下表のとおり定めております。

特に注意が必要な抑制区域
(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項 (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号 (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の重要文化財、第93条第1項の埋蔵文化財包蔵地及び第109条第1項 (4) 埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第5条第1項及び第31条第1項 (5) 滑川町文化財保護条例（昭和37年条例第23号）第6条第1項 (6) 鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律88号）第28条第1号

4 手続きに関する標準的な流れ（条例第10～16条、規則第6～第17条）

太陽光発電事業を行おうとするときは、届出を含む措置が必要となります。発電事業者は、町との事前協議を行い、近隣住民等に対し、説明会の開催を原則とした措置を講じる必要があります。

【設置事業完了までのフロー図】



※地位承継がある場合は、30日前に届出が必要です。（条例第17条）

※提出いただいた資料等については、ホームページにて公開させていただきます。

(1) 関係法令等に関する手続き

事前協議を行う前に、関係法令等を調査し、その手続きの有無及び許認可の見込みについて関係法令等（確認状況等）報告書及びその添付図書を提出してください。

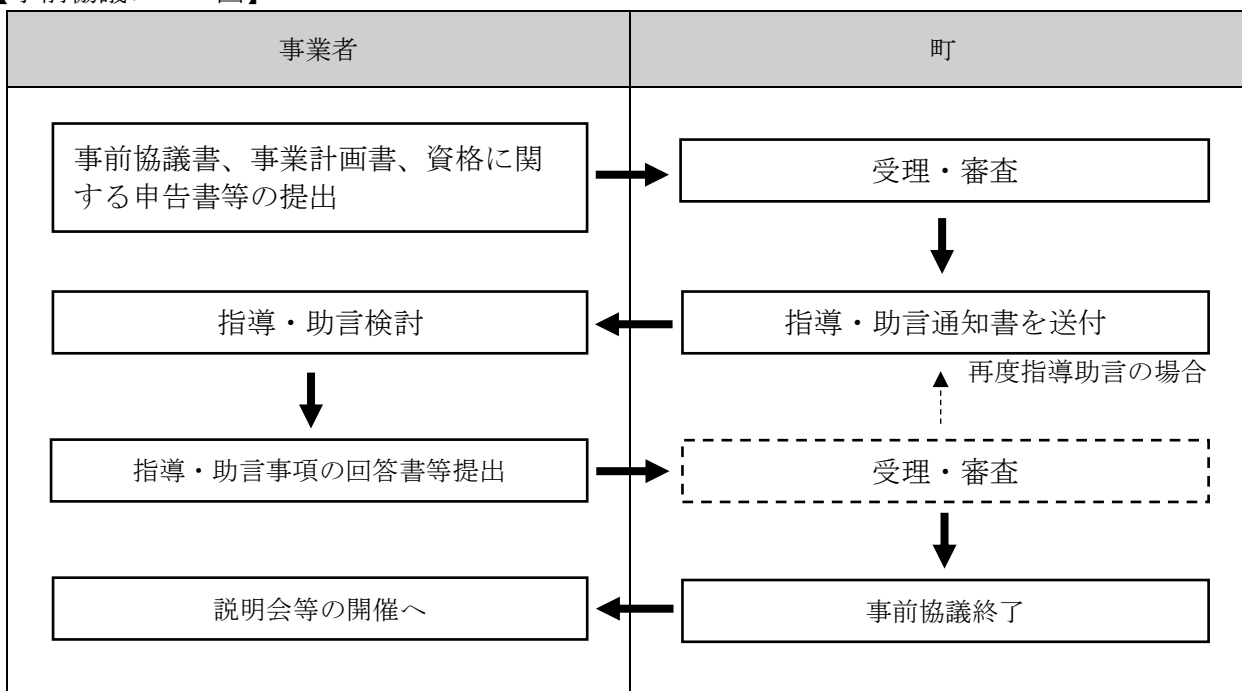
様式	添付書類	備考
関係法令等（確認状況等） 報告書 様式第1号	添付書類参照	正副各1部提出

(2) 事前協議

事前協議は、事前協議書及び事業計画書（当初）その添付図書を提出することで行います。
また、規則第7条に規定した資格を有するものが行ってください。

様式	添付書類	備考
事前協議書 様式第2号	添付図書参照	正副各1部提出
事業計画書（当初） 様式第3号		正副各1部提出
設計者の資格に関する申告書 様式第4号	添付書類参照	正副各1部提出

【事前協議フロー図】

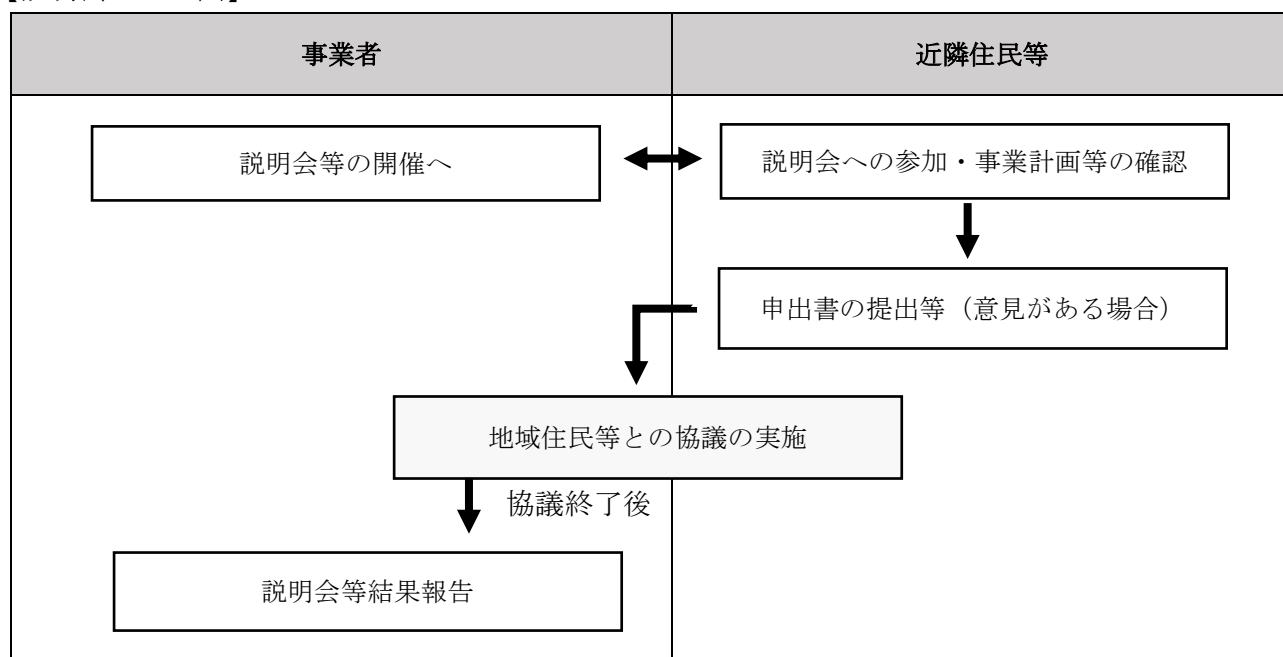


(3) 説明会の開催等

滑川町では、説明会の開催を原則としております。説明会等の開催予定日が決まった場合は、地域住民等への通知前に説明会等実施予定報告書（第5号）及び規則第10条に従い説明会で使用する資料等を提出してください。また、説明会等開催予定日の14日前までに地域住民等に通知が届くよう、開催についての周知をお願いします。地域住民等との協議終了後、説明会等結果報告書（様式第6号）と添付資料を添え提出してください。

様式	添付書類	備考
説明会等実施予定報告書 様式第5号	説明会で使用する資料、施行規則第10条第1項に基づく資料及び説明内容	正副各1部提出
説明会等結果報告書 様式第6号	施行規則第10条第2項に掲げる添付書類	正副各1部提出

【説明会フロー図】



※協議が不十分であると認められる場合には、再度、説明会または協議を行うよう指示することがあります。

(4) 協定書の締結

地域住民等への協議終了後、**町との協定の締結**をお願いします。また、地域住民等に協定を求められたときは、協定の締結に努めてください。

(5) 事業計画の届出

届出は、説明会等の開催及び地域住民等との協議終了後、事業計画届出書（様式第7号）及びその添付書類を提出することで行います。

様式	添付書類	備考
事業計画届出書 様式第7号	添付書類及び別表第2参照	正副各1部提出

(6) 標識の設置

着工前に必ず、標識の設置をして下さい。設置後、7日以内に標識（設置）届出書及びその添付書類を提出してください。

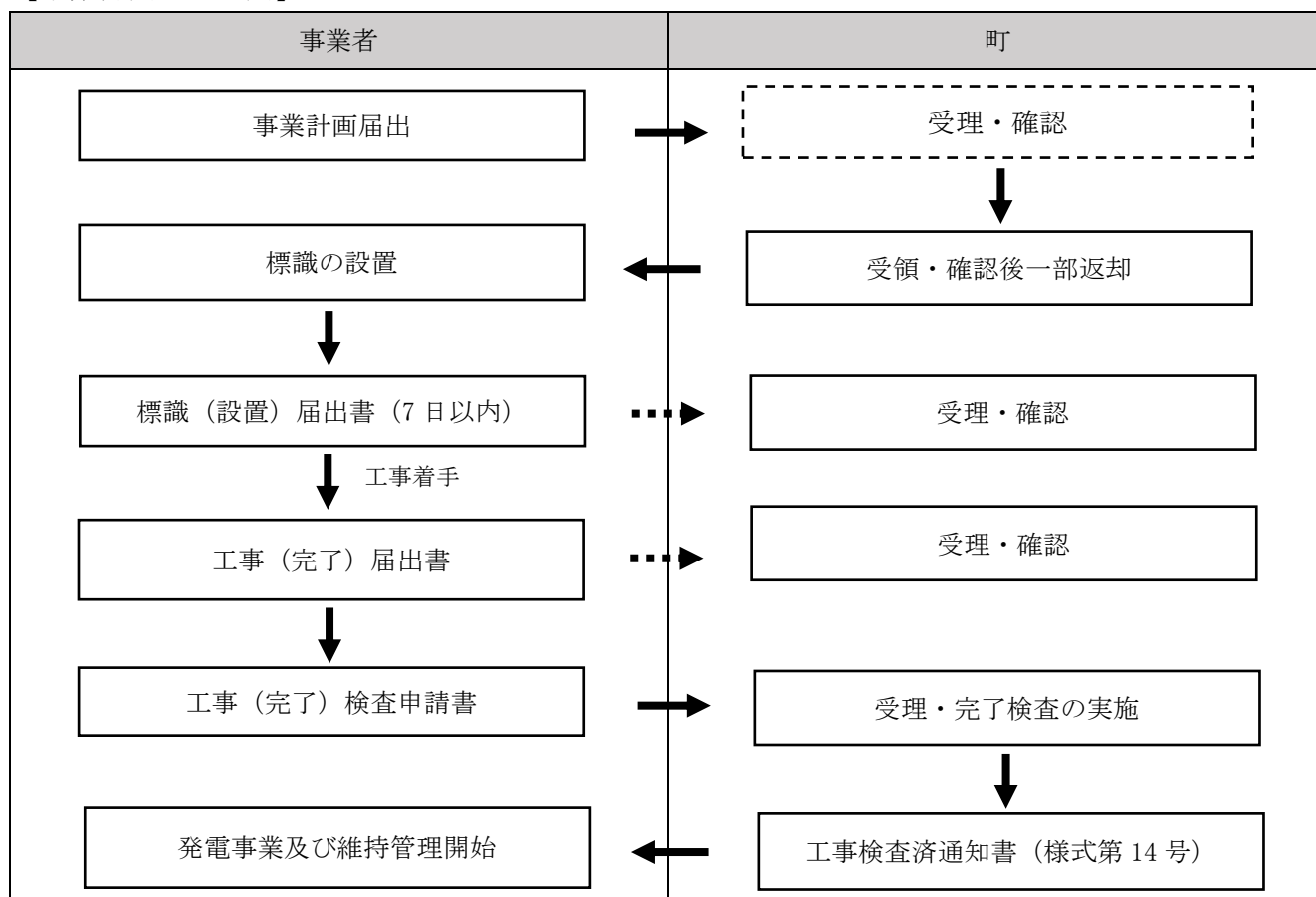
様式	添付書類	備考
標識 様式第10号	なし	標識設置はこの様式を参照
設置後、標識（設置・掲示内容変更） 様式第11号	添付書類参照	正副各1部提出

(7) 工事の完了

工事が完了したときは、30日以内に工事（完了）届出書及び添付書類を提出してください。

様式	添付書類	備考
工事（完了・中止）届出書 様式第12号	添付書類参照	正副各1部提出
工事（完了・中止）検査申請書 様式第13号		

【事業計画フロー図】



※届出に不備がある場合は、再度提出を指示することがあります

※着工前に必ず、標識を設置してください。

(8) 事業計画の変更の手続き

設置事業者は、届け出た事業の内容を変更する場合は、事業計画変更届出書の提出が必要です。
ただし、軽微な変更の場合は除きます。

申請書等の書類	添付書類	備考
事業計画変更届出書 様式第3号	変更内容が確認できる図書	正副各1部提出

※事業計画変更届出書の提出が必要な場合は、改めて地域住民等に説明会を開催する必要があります。

(9) 廃止の届出

太陽光発電設備を廃止しようとするときは、廃止を開始する30日前までに事業廃止届出書（様式第15号）を提出してください。また、

申請書等の書類	添付書類	備考
事業廃止届出書 様式第15号		正副各1部提出
事業廃止完了届出書 様式第16号		

5 地位承継（条例第17条）

事業譲渡又は相続合併若しくは分割等によりその地位の承継がある場合は、地位を承継しようとする場合は、承継日から起算して30日前までに、地位を承継した場合は、承継した日から起算して30日以内に、地位承継届出書を提出してください。また、地位承継を行う場合は、本条例をお伝えください。

6 維持管理（条例第19条、規則第18条）

維持管理については、次にあげる事項を十分留意してください。

・安全確保対策

ア 自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合、速やかに対応できるよう緊急対応マニュアル等を作成すること。

イ 通学路等の周辺に発電施設を設置する場合は、特に児童等の安全確保に十分配慮した対策をとること。

・保守点検

ア 事業区域の定期的な保守点検、除草及び清掃を行うこと。

イ 発電施設の設置により周辺環境への影響が認められた場合（事業区域からの雨水等の流出、発電施設からの騒音、振動、パネルの反射光等）は、速やかに改善措置を講ずること。

ウ 調整池、地下浸透施設等が正常に機能するよう維持管理をすること。

・非常時の対応

ア 災害その他の事由により発電施設、若しくは災害防止施設等（溝、土留め等）が破損したときは、設置者は被害を最小限にとどめ、速やかに復旧又は撤去を行うこと。

イ 豪雨の発生や台風の接近等に際しては、発電施設の敷地から土砂等の流出が発生していないか現地確認に努め、土砂等が流出した場合は速やかに撤去すること。

7 指導、助言及び勧告（条例第22条、規則第21条）

町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して必要な措置を講ずるよう指導、助言、勧告を行うことができるとしています。指導、助言、勧告を受けた事業者は、その措置の状況について町長に報告してください。

8 公表等（条例第23～24条、規則第21～22条）

勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は勧告内容等を公表することがあります。また、公表内容等を国又は県へ報告することがあります。

問合窓口

滑川町役場 環境課 生活環境担当

0493-56-6909